人事異動

復興庁

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　和田　康紀
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）復興事務官　柳樂　晃洋
厚生労働省に出向させる（以上八月十日）

特許庁

（審査第一部審査長（計測・応用物理））経済産業技官　谷山　稔男
（審査第二部審査長（自動制御・動力機械））同　髙山　芳之
辞職を承認する（各通）
（審査第一部審査長（応用光学・光デバイス））同　榎本　吉孝
審査第一部審査長（計測・応用物理）に配置換する
（審査第二部審査長（生産機械・一般機械））同　大町　真義
審査第二部審査長（自動制御・動力機械）に配置換する（以上六月三十日）
（審判部審判長）経済産業技官　郡山　順
（同）同　本郷　徹
（同）同　河原　英雄
（同）同　伊藤　元人
（同）同　千葉　成就
（同）同　山口　直
（同）同　鳥居　稔
（同）同　井上　雅博
（同）同　河口　雅英
（同）同　藤井　浩
（同）同　水野　恵雄
（同）同　西村　仁志
辞職を承認する（各通）
（日本貿易振興機構）今村　亘
経済産業技官（総務部企画調査課長）に採用する（各通）
（工業所有権情報・研修館（情報統括監））服部　和男
（工業所有権情報・研修館（人材開発統括監））鳥居　稔
経済産業技官（審判部審判長）に採用する（各通）
（審査第一部審査監理官（分析診断））経済産業技官　大森　伸一
審査第一部審査長（分析診断）に昇任させる
（審査第一部審査監理官（アミューズメント））同　瀬川　勝久
審査第一部審査長（自然資源・アミューズメント）に昇任させる
（審査第一部審査監理官（応用物理））同　西村　直史
審査第一部審査長（住環境）に昇任させる　佐々木一浩
（審判部審判官）同
審査第二部審査長（繊維包装機械）に昇任させる
（審査第二部審査官（生産機械（加工機械））同　本庄亮太郎
審査第二部審査長（医療機器）に昇任させる　中村　敬子
（総務部企画調査課長）同
審査第三部審査長（高分子）に配置換する　山崎　勝司
（審判部審判官）同　金澤　俊郎
（同）同　平田　信勝
（同）同　大島　祥吾
（同）同　井上　茂夫
（同）同　千葉　輝久
（同）同　吉田　隆之
審判部審判長に昇任させる（各通）
（審査第一部審査長（自然資源・アミューズメント））同　中嶺　利明
審査第一部審査長（応用光学・光デバイス）に配置換する
（審査第一部審査長（事務機器・分析診断））同　居島　一仁
審査第一部審査長（事務機器）に配置換する
（審査第二部審査長（生活機器・熱機器））同　山本　信平
審査第二部審査長（生産機械・一般機械）に配置換する
（審査第二部審査長（医療機器））　渋谷　善弘
同
審査第二部審査長（生活機器・熱機器）に配置換する
（審査第一部審査長（住環境））　石井　哲
同
（審査第二部審査長（繊維包装機械））同　間中　耕治
（審査第三部審査長（高分子））　福井　悟
同
（審査第一部意匠審査長（環境・基盤意匠））同　内藤　弘樹
審判部審判長に配置換する（各通）（以上七月一日）
（審査第二部審査長（運輸））経済産業技官　岩谷　一臣
辞職を承認する
（審査第二部審査官（生活機器（照明）））同　石井　孝明
審査第二部審査長（運輸）に昇任させる（以上七月四日）
（特許技監）経済産業技官　小柳　正之
辞職を承認する
（審査業務部長）同　三木　健
（総務部秘書課長）経済産業事務官
（総務部総務課長）同　田中耕太郎
（総務部会計課長）同　木村　聡
経済産業省に出向させる（各通）
（日本医療研究開発機構（知的財産部長））　関　淳夫
経済産業技官（審査第三部審査長（有機化学・生命工学））に採用する　天野　斉
（大臣官房付）経済産業事務官　花木　出
審査業務部長に転任させる
（大臣官房付）同　川合　現
総務部秘書課長に転任させる
（貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）同　戸髙　秀史
総務部総務課長に転任させる
（大臣官房秘書課人事審査官）同　吉川　雅之
総務部会計課長に転任させる
（審判部長）経済産業技官　嶋野　邦彦
特許技監に昇任させる
（審判部審判課長）同　山下　崇
審査第四部長に昇任させる
（審査第四部長）同　後谷　陽一
審査第三部長に配置換する
（審査第三部長）同　今村玲英子
審判部長に配置換する
（審査第三部長（有機化学・生命工学））同　髙原慎太郎
審判部審判課長に配置換する（以上七月五日）

皇室事項

御答信
天皇陛下から七月十二日モンテネグロ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答信があった。

御答電
天皇陛下から七月二十一日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月一日御答電があった。
天皇陛下から七月十四日ブルネイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、八月二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を平成29年７月31日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成29年８月16日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。